

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・対馬海区漁場計画の変更		漁業振興課
・道路の区域変更(2件)		道路維持課
◎ 公 告		
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(2件)		経営支援課
・測量の実施(4件)		建設企画課
・測量の終了		〃
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧		漁業振興課

告 示

長崎県告示第735号

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和5年3月31日付け長崎県告示第259号により公示した対馬海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 対馬海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 対馬海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

対馬海区漁場計画の変更(案)について、変更して差し支えないとの意見であったため、対馬海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 変更後の対馬海区漁場計画の対区計第3502号から第3505号に係る免許予定日及び申請期間

- 1 漁業の免許予定日 令和6年3月22日
 2 申請期間 令和5年12月19日から令和6年2月9日まで
 第4 その他
 1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。
 [ホームページアドレス]
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 204号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
北松浦郡佐々町鴨川免95番2地先から 北松浦郡佐々町鴨川免17番4地先まで	前	7.4~10.1	77.7	
	後	10.1~12.3	77.7	

長崎県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 204号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
北松浦郡佐々町鴨川免19番地先から 北松浦郡佐々町鴨川免31番1地先まで	前	8.1~10.5	97.3	
	後	9.9~11.4	97.3	

公 告**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 OKホーム&ガーデン大村店

長崎県大村市今津町649番1 外

2 届出の概要

- ①大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
- ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び大村市産業振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

OKホーム&ガーデン平戸店
長崎県平戸市岩の上町1278番3 外7筆

2 届出の概要

- ①大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
- ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
平戸市長 黒田 成彦
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び平戸市商工物産課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

長崎市新中川町、伊良林一丁目、伊良林二丁目、伊良林三丁目及び矢の平二丁目の全部並びに矢の平一丁目の一部

令和5年12月20日から
令和7年3月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（現地測量、路線測量、用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市宮津町	令和5年12月20日から 令和6年3月25日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、時津町長から公共測量（数値地形図修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
時津町 左底郷、元村郷、野田郷	令和5年12月22日から 令和6年2月26日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市 長田町	令和6年1月9日から 令和6年3月29日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（UAVレーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県西海市西彼町喰場郷	令和5年7月31日

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県長崎市三京町815番地350

松本 学

長崎県長崎市檜山町2960番地 1

山村 勇介

(2) 加入区

長崎市新三重加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

長崎市新三重漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県長崎市三重町348番地 7

長崎市新三重漁業協同組合

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト